

奈良県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があつた。

平成二十八年十二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

					指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	
	名 称	主たる事務 所の所在地	株式会社 レンタル ブレイン	桜井市大字 芝六九〇― 三		
	名 称	所 在 地	土庫病院 訪問看護 ステーション そよかぜ	大和高田市 日之出町一 七―二二	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	
	旧	新	大和高田 市日之出 町一一―	大和高田 市日之出 町一七一	変 更 事 項	
			平成二十八年十一月一日	平成二十七年六月一日	変更年月日	